

プレスリリース [2025 年 1 月 29 日]

(計 1 枚)

住民監査請求の監査結果について

2024 年 11 月 28 日付けで請求があった住民監査請求について、2025 年 1 月 28 日付けで監査結果を公表（告示）しました。

請求の要旨及び監査結果は以下のとおりです。

■ 請求の要旨

2014 年度から 2017 年度までに町田市が各会派に交付した政務活動費の一部について不当利得返還請求権が認められた住民訴訟に基づき、2018 年度から 2022 年度までの政務活動費の一部について、政務活動費を充当すべき支出に対する交付とは認められないものがあるため、市長は各会派に対し政務活動費を充当すべきでない支出額の不当利得返還請求権の行使することを求める。

■ 監査結果

一部棄却・一部却下

■ 監査委員の判断の要旨

- (1)会派は、収支報告書上の支出の総額から政務活動費を充当すべきでない支出額を控除した額が政務活動費の交付額を下回った場合に、当該下回った額の不当利得返還義務を負う。請求人が当該下回った額を超える部分の不当利得返還請求権の行使をすることを求めている部分には、請求人の主張には理由がないので棄却する。
- (2)不当利得返還義務を負う額について、監査期間内に返還があった場合は、返還した部分について、住民監査請求事由は消滅するので、当該部分について却下する。

※監査結果の詳細については、町田市ホームページ内の住民監査請求のページ（トップページ＞市政情報＞市の監査＞監査等の結果＞住民監査請求）でご確認いただけます。

(URL : https://www.city.machida.tokyo.jp/shisei/shi_kansa/kansa_kekka/juukan2.html)

■ 本件に関するお問い合わせ先

監査事務局長 樋口 TEL 042-724-2547